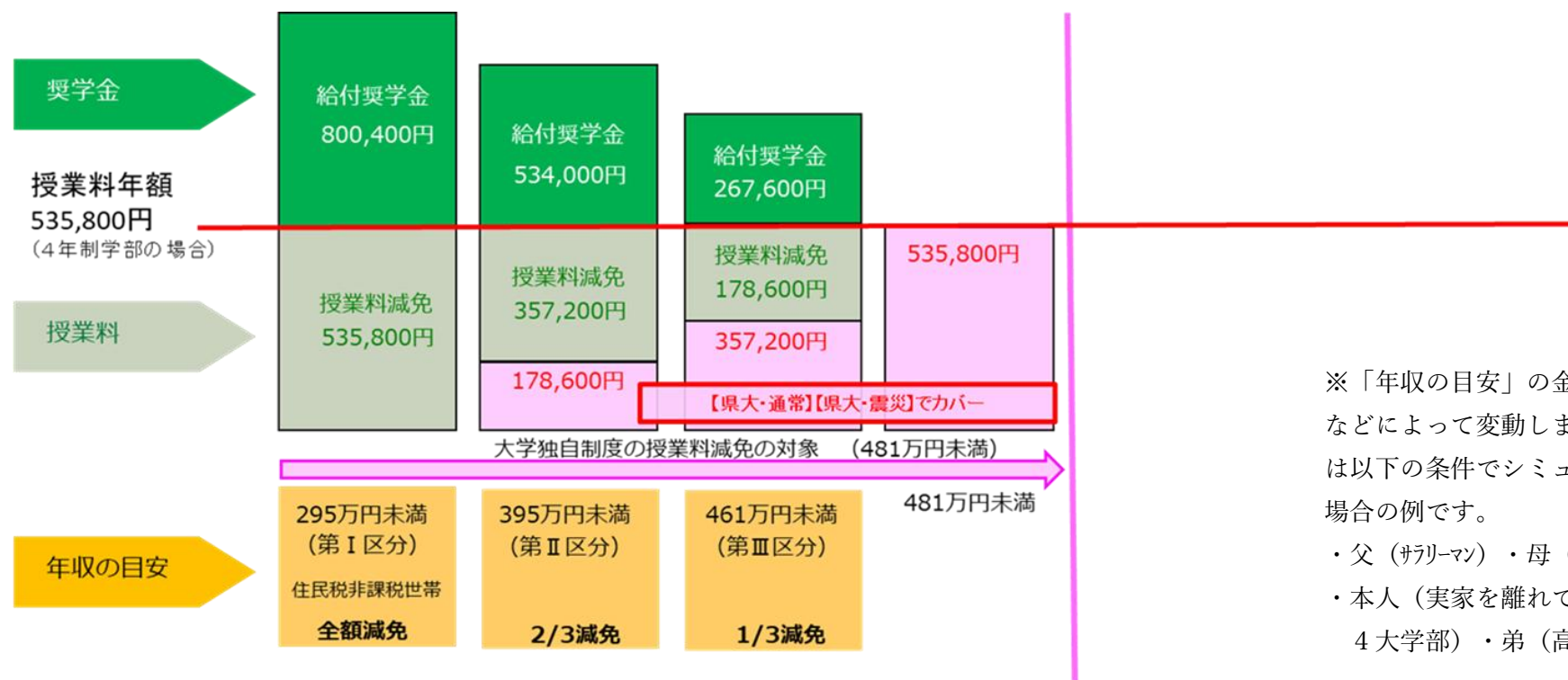


【令和8年3月現在】

本学で「高等教育の修学支援新制度」により授業料減免を受ける学生は、本学独自制度も併せて申請することで、支援区分を問わず「**授業料は全額免除**」となります。

※多子世帯の場合は、「高等教育修学支援新制度」により全額免除となります。



※「年収の目安」の金額は、家族構成などによって変動します。上記の金額は以下の条件でシミュレーションした場合の例です。

- ・父 (サラリーマン) ・母 (専業主婦)
- ・本人 (実家を離れて一人暮らし、4 大学部) ・弟 (高校生)